



名称を「生活習慣病予防教室」へ変更します!!

和水町立病院では今まで、ふれあい会（糖尿病教室）と称して教室を開催してきましたが、住民の皆さんに活動内容がわかりやすく、どなたでも気軽に参加していただけるように、令和8年4月より会の名称を生活習慣病予防教室へ変更します。

健康に興味のある人、生活習慣病が気になるという人に参加していただき、運動・レクリエーション・講演会などを開催し、院内の専門スタッフが質問・相談も受け付けます。（生活習慣病とは、食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が関与する病気のことを指します）

昨年度は、6月にペタンク、8月に講演会、10月にウォーキングを開催し、11月に「出張健康チェック隊」と称して山太郎祭りに参加しました。

本年度も同様に開催予定です。

健康に興味のある人、初めて参加される人も大歓迎です。

たくさんの参加を職員一同お待ちしております。



R 8年度年間活動予定

- ペタンク
- 講演会
- ウォーキング
- 出張健康チェック隊（山太郎祭）

※状況により、変更・中止になる場合があります

開催が近くなりましたら当院内科外来でお知らせします

当院では、管理栄養士による栄養食事相談を行っています。

高血圧や糖尿病など病気の人だけでなく、食欲不振などによる低栄養状態にある人などにも、医師が栄養相談を必要と判断された場合は、管理栄養士による栄養食事相談を受けることができます。

何を食えばいいかわからない、家族の介護やサポートをしている人など、食事についてお困りのことがあれば当院受診の際にご相談ください。

阿蘇外輪山を源流として、有明海へと注ぐ熊本県北の大河・菊池川。その流域には、二千年にわたる米作りの営みによって刻まれた、大地の記憶が随所に受け継がれています。平地には古代から伝えられる条里制による地割が広がり、山間部では高地での米作りを可能にした井手（用水路）や美しい棚田が存在します。また、海辺では干拓によって広大な農地が造られ、地域の歴史を物語っています。

これらの土地利用の痕跡は菊池川という一つの河川の流域内に凝縮されており、私たちは歴史の移り変わりを身近に感じることが出来ます。さらに、豊穡の地に根付く賑やかな祭りや、地域特有の食文化といった無形の伝統文化も息づいています。菊池川流域は、日本の米作り文化の発展を物語る縮図であり、その歴史的な景観から農業がもたらした芸能や食の魅力に触れることができる特別な場所といえるでしょう。

このような地域文化の豊かさは「米作り、二千年にわたる大地の記憶」菊池川流域「今昔『水稲』物語」というテーマでまとめられ、平成29年に日本遺産として文化庁から認定されました。



深掘り！菊池川流域日本遺産エピソード 伝説と文化をたずねて

この連載では、菊池川流域日本遺産について、その魅力をより深く知っていただくため、地域外にあまり知られていない様々なエピソードを紹介していきます。

社会教育課
文化係
☎0968(34)3047



▲「ガネめし」は、菊池川流域日本遺産の構成文化財です



▲「肥後国衆一揆」のお話も登場します

nagomi
お知らせ
news

その農地の売却話、本当に大丈夫ですか？

契約する前に、農業委員会に相談してください！

問 農業委員会 ☎0968・34・3111

現在、県内では半導体関連企業などの進出により、開発の動きが活発化しています。それに伴い、農地の買収や転用の相談が相次いでいますが、「契約したのに転用できない」「転用ができなくて違約金を請求された」といったリスクも懸念されています。

大切な財産を守るため、判を押す前に必ず以下の点を確認してください。

要チェック！

業者などの「説明」	知っておくべき「現実」	STOP
「今のうちに契約（仮登記）しましょう」	仮登記だけでは権利は移りません。転用許可が下りなければ、契約自体が白紙になるリスクがあります。	
「転用手続きは後でやるから大丈夫」	農振除外および農地転用には相当の時間がかかり、そもそも除外・転用できないケースもあります。	
「自分の土地だから、造成を始めていい」	許可前の着工は「無断転用」で農地法違反。罰則（拘禁刑や罰金）や原状回復命令の対象です。	

気をつけるモン！



©2010 熊本県くまモン

【注意！】

売買まではこのような手順が必要になります！

1. 農振除外の手続き（★農振農用地の場合。1年前後かかる場合もあります）
2. 農地転用許可申請（農業委員会・知事等の審査が必要です。）
3. 【ここで初めて】許可・売買完了（所有権移転・工事着工）

※注意ポイント：「農振除外」は、そもそも市町村において認められない場合もあります。事前に各市役所・役場の農振除外担当部局とも十分確認が必要です。

待って！農地売買にはこんなリスクがあります！

～「ハンコ」を押す前にこんな点をチェックしてください！～

農地の売買契約、特に「仮登記」が絡む取引では、後から思わぬ金銭的負担や法的罰則が科される事例が想定されます。



1. 契約内容の「落とし穴」チェック

- 「白紙撤回」の期限は決まっていますか？
「許可が下りるまで」という曖昧な表現ではなく、「○ヶ月以内に許可が得られない場合は契約を白紙に戻す」という期限設定が必要です。
期限がないと何年も農地を縛られる（塩漬け）リスクがあります。
- 「損害賠償」に関する注意すべき条項はありませんか？
農地転用ができない場合に「受け取った手付金の返還」だけでなく、「相手方が費やした経費（測量費・設計費等）を賠償する」といった一文が含まれていませんか？これを認めると手付金以上の多額の支払いを求められる恐れがあります。
- 買主側から一方的な解約条項になっていませんか？
業者はいつでも解約できるのに売主（あなた）からは解約できない、または解約時に法外な違約金を求められる不平等な内容ではないか確認しましょう。

2. 農地法違反の「リスク」チェック

- 転用許可の前に「管理」をやめる約束をしていませんか？
農地転用許可が下りるまでは、登記の有無にかかわらず、元の所有者に管理義務があります。
- 転用許可の前に「土地の引渡し」を求められていませんか？
農地転用許可が下りる前に、造成着工、建物の建設、重機の搬入などを行った場合、農地法違反となり、売主・買主双方が「3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金」の対象となる可能性があります。
- 「仮登記をすれば所有権は移った」と思い込んでいませんか？
仮登記はあくまでも順位を確保するための予備的なものです。農地転用許可がない限り、所有権はあなたのままです。仮登記があるからといって、農地転用許可の判断が有利になることもありません。

相談は農地の所在する市町村農業委員会へ